

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函館市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北海道函館市長

## 公表日

令和6年7月2日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務				
②事務の内容	<p>市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市における住民の届出に関する制度およびその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市は、住基法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</li> <li>転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正</li> <li>住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</li> <li>転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</li> <li>本人または同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</li> <li>住民票の記載事項に変更があった際の道知事に対する通知</li> <li>地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</li> <li>住民からの請求に基づく住民票コードの変更</li> <li>個人番号の通知および個人番号カードの交付</li> <li>個人番号カード等を用いた本人確認</li> <li>現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領</li> </ol> <p>なお、9の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>				
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満				
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満				

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	住民記録システム(以下「既存住基システム」という。)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>照会 住民記録の最新の登録事項および証明書交付履歴の照会ならびに担当課以外の他課からの参照をする機能</li> <li>住民異動処理 転入、転出等の異動があった場合など、登録情報を異動処理する機能</li> <li>住民票の写し等発行 申請に基づき、住民票の写し、記載事項証明書を証明発行する機能</li> <li>転出証明書発行 転出届に基づき転出証明書を発行および再発行する機能</li> <li>住民票コード通知発行 新規付番した際の通知書を発行および再発行する機能</li> <li>除票個人照会修正発行 除票個人に登録されているものの照会、修正および発行をする機能</li> <li>抑止管理 世帯および個人に関する抑止情報の登録、修正、照会等を行う機能</li> <li>団体内統合宛名システム連携</li> <li>住民基本台帳ネットワークシステム連携</li> <li>帳票発行</li> <li>統計資料出力</li> <li>出入国在留管理庁通知機能</li> <li>コンビニ交付システム連携機能</li> </ol>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（戸籍総合システム、法務省連携システム、コンビニ交付システム）
<b>システム2</b>	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>1 本人確認情報の更新 :既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更または新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する機能</p> <p>2 本人確認 :特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する機能</p> <p>3 個人番号カードを利用した転入（特例転入） :転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う機能</p> <p>4 本人確認情報検索 :統合端末において入力された住民票コード、個人番号または4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能</p> <p>5 機構への情報照会 :全国サーバに対して住民票コード、個人番号または4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する機能</p> <p>6 本人確認情報整合 :本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイルおよび機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバおよび全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する機能</p> <p>7 送付先情報通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類（個人番号通知書、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等）を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する機能</p> <p>8 個人番号カード管理システムとの情報連携 :機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収または一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する機能</p> <p>9 コンビニ交付システムとの連携機能 :JPKI認証の利用者証明用電子証明書シリアル番号情報をコンビニ交付システムへ連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（住民記録システム）
<b>システム3</b>	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 中間サーバー連携機能: 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する機能</p> <p>2 宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能</p> <p>3 宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能</p> <p>4 既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能</p>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（個人住民税システム、障害者福祉システム、生活保護システム、母子父子寡婦福祉資金システム、医療助成システム、児童手当システム、児童扶養手当システム、介護保険システム、住民記録システム、健康管理システム）

予ヨシステム, 介護保険システム, 住民記録システム, 健康官理システム,  
宛名システム





3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)  2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)および別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる 項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80, 84,85の2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項)  (別表第2における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部戸籍住民課
②所属長の役職名	戸籍住民課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等により住民票が消除された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	住民基本台帳は、住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の公証および住民に関する事務の処理の基礎とするためのものであり、住民の利便の増進および行政の合理化に資するため、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 印鑑登録情報 )</li> </ul>
その妥当性	住民基本台帳法第7条を根拠として個人番号等を記録するものであり、妥当である。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月8日
⑥事務担当部署	市民部戸籍住民課、湯川支所、銭亀沢支所、亀田支所、戸井支所市民福祉課、恵山支所市民福祉課、楸法華支所市民福祉課、南茅部支所市民福祉課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="radio"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="radio"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input checked="" type="radio"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input checked="" type="radio"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="radio"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワーク )	
③使用目的 ※	住民基本台帳法に基づき,住民基本台帳に記録を行うため。	
④使用の主体	使用部署	情報システム課,戸籍住民課,湯川支所,銭亀沢支所,亀田支所,戸井支所市民福祉課,恵山支所市民福祉課,楸法華支所市民福祉課,南茅部支所市民福祉課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民基本台帳に記録することで,本人からの希望および使用目的に応じて住民票の写しに記載する</li> <li>・ 機構, 道, および他市区町村間での通知に使用する</li> <li>・ 個人番号の管理を行う</li> </ul>	
情報の突合	照会,異動ほかシステムに対して要求された内容を既存情報と突合し,該当情報を抽出,出力する。帳票出力においては,抽出条件を既存情報と突合し,該当情報を抽出,出力する。	
⑥使用開始日	平成27年8月8日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 4 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
住民記録システムの運用保守委託		
①委託内容		
住民記録システムの運用保守		
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社エスイーシー		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
戸籍データ入力等業務委託		
①委託内容		
既存住基における異動入力処理および証明書作成		
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社マイクロフィッシュ		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b>		
コンビニ交付システム保守運用業務		
①委託内容		
定期的にシステム点検やバージョンアップ等、メンテナンスを行う		
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社エスイーシー		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 59 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 41 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	情報提供ネットワーク(番号法別表第2に定める情報照会者(別紙1参照))
①法令上の根拠	番号法第19条第8号および別表第2
②提供先における用途	番号法別表第2に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	住民基本台帳法第7条第4号に規定する住民票関係の情報で主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市住民基本台帳に登録されている者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

<b>移転先1</b>	特定個人情報の移転先一覧(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第9条および別表第1
②移転先における用途	番号法別表第1に定める各事務(別紙2参照)
③移転する情報	個人番号,氏名,住所,生年月日,性別,世帯情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市住民基本台帳に登録されている者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	<p>[ 函館市における措置 ]          ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は, ID・パスワード, 生体認証(指紋・静脈)による認証が必要となる。また, 端末から大型汎用機へのアクセスにはパスワードによる認証が必要となる。なお, 窓口交付システムに関しては, 大型汎用機を設置している部屋に設置したサーバに保管する。サーバに接続することができる端末の使用は ID・パスワード, 生体認証(指紋・静脈)による認証が必要となるほか, 端末からサーバへのアクセスにはパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>[ 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ]          中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており, データセンターへの入館およびサーバ室への入室を厳重に管理する。特定個人情報は, サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され, バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>[ ガバメントクラウドにおける措置 ]          ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し, 設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお, クラウド事業者は ISMAP のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり, セキュリティ管理策が適切に実施されているほか, 次を満たすものとする。          ・ISO/IEC27017, ISO/IEC27018 の認証を受けていること。          ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。          ②特定個人情報は, クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され, バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
<b>7. 備考</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	・個人番号,4情報,その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として,住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号,4情報,住民票コードおよびこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月8日
⑥事務担当部署	市民部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 既存住基システム )	
③使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
④使用の主体	使用部署	総務部情報システム課,市民部戸籍住民課,湯川支所,銭亀沢支所,亀田支所,戸井支所市民福祉課,恵山支所市民福祉課,榎法華支所市民福祉課,南茅部支所市民福祉課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載事項の変更または新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS),受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。</li> <li>・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。</li> <li>・住民票コード,個人番号または4情報(氏名,住所,性別,生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</li> <li>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)および機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバおよび全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。</li> </ul>
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイル、住民票コードをもとに突合する。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成27年8月8日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	住基ネットコミュニケーションサーバの保守委託	
①委託内容	住基ネットコミュニケーションサーバの保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社函館支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		





## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等により住民票が消除された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 個人番号通知書および交付申請書の送付先の情報 )
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書および交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書および交付申請書の印刷、送付ならびに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書および交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	市民部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 既存住基システム )							
③使用目的 ※	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書および交付申請書の印刷、送付ならびに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書および交付申請書の送付先情報を提供するため。							
④使用の主体	使用部署 市民部戸籍住民課,湯川支所,銭亀沢支所,亀田支所,戸井支所市民福祉課,恵山支所市民福祉課,楳法華支所市民福祉課,南茅部支所市民福祉課							
	使用者数 [ 50人以上100人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書および交付申請書等の印刷および送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。							
情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。							
⑥使用開始日	平成27年10月5日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	住基ネットコミュニケーションサーバの保守委託	
①委託内容	住基ネットコミュニケーションサーバの保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社函館支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている (            1 ) 件    [    ] 移転を行っている (            ) 件 [    ] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)
②提供先における用途	市町村からの個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書および交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同じ
④提供する情報の対象となる本人の数	[    10万人以上100万人未満    ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[    ] 情報提供ネットワークシステム            [    ] 専用線 [    ] 電子メール                                    [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [    ] フラッシュメモリ                            [    ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム                                    )
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

1宛名番号,2版数,3世帯番号,4住民種別CD,5住民状態CD,6氏名カナ,7氏名,8AL氏名カナ,9AL氏名,10通称名カナ,11通称名,12併記名,13性別CD,14生年月日,15住民票コード,16住民票コード区分,17区CD,18大字CD,19番地CD,20枝1CD,21枝2CD,22枝3CD,23枝4CD,24住所名称,25方書名称,26郵便番号,27行政区1CD,28行政区2CD,29行,30政区3CD,31行政区4CD,32行政区5CD,33投票区1CD,34投票区2CD,35投票区3CD,36中学校CD,37小学校CD,38住定異動年月日,39住定届出年月日,40住定異動事由CD,41住定届出通知区分,42世帯主氏名カナ,43世帯主氏名,44事実上の世帯主氏名,45続柄CD,46住民年月日,47住民届出年月日,48住民事由CD,49住民届出通知区分,50増異動理由CD,51筆頭者,52本籍\_自治省CD,53本籍\_全国大字CD,54本籍\_大字CD,55本籍\_番地CD,56本籍\_枝1CD,57本籍\_枝2CD,58本籍\_枝3CD,59本籍\_枝4CD,60本籍\_住所名称,61本籍\_郵便番号,62転前住所\_自治省CD,63転前住所\_全国大字CD,64転前住所\_番地CD,65転前住所\_枝1CD,66転前住所\_枝2CD,67転前住所\_枝3CD,68転前住所\_枝4CD,69転前住所\_住所名称,70転前住所\_方書名称,71転前住所\_郵便番号,72転前住所異動年月日,73転前住所届出年月日,74転前住所異動事由CD,75転前住所設定区分,76転前住所世帯主氏名,77前住所\_自治省CD,78前住所\_全国大字CD,79前住所\_区CD,80前住所\_大字CD,81前住所\_番地CD,82前住所\_枝1CD,83前住所\_枝2CD,84前住所\_枝3CD,85前住所\_枝4CD,86前住所\_住所名称,87前住所\_方書名称,88前住所\_郵便番号,89前住所異動年月日,90前住所届出年月日,91前住所異動事由CD,92前住所設定区分,93前住所世帯主氏名,94転先住所\_自治省CD,95転先住所\_全国大字CD,96転先住所\_番地CD,97転先住所\_枝1CD,98転先住所\_枝2CD,99転先住所\_枝3CD,100転先住所\_枝4CD,101転先住所\_住所名称,102転先住所\_方書名称,103転先住所\_郵便番号,104転先住所設定区分,105転先世帯主氏名,106転予年月日,107転予届出年月日,108転確住所\_自治省CD,109転確住所\_全国大字CD,110転確住所\_大字CD,111転確住所\_番地CD,112転確住所\_枝1CD,113転確住所\_枝2CD,114転確住所\_枝3CD,115転確住所\_枝4CD,116転確住所\_住所名称,117転確住所\_方書名称,118転確住所\_郵便番号,119転確世帯主氏名,120転確年月日,121転確通知年月日,122転確事由CD,123転確届出通知区分,124住なく年月日1,125住なく年月日2,126住なく年月日印字,127日頃フラグ,128住なく届出年月日,129住なく事由CD,130住なく届出通知区分,131減異動理由CD,132最終地\_自治省CD,133最終地\_全国大字CD,134最終地\_大字CD,135最終地\_番地CD,136最終地\_枝1CD,137最終地\_枝2CD,138最終地\_枝3CD,139最終地\_枝4CD,140最終地\_住所名称,141最終地\_方書名称,142最終地\_郵便番号,143最終地世帯主氏名,144備考年月日,145備考,146異動年月日,147届出年月日,148異動事由CD,149戸籍異動事由CD,150届出通知区分,151全部一部区分,152本来の住民日,153本来の届出日,154住民票作成年月日,155住民票作成事由CD,156改製年月日,157改製事由CD,158改製番号,159除票番号,160混合世帯用続柄CD,161世帯区分,162国籍CD,163外国人住民年月日,164外国人住民届出日,165第30条45規定区分,166在留資格CD,167在留期間,168在留期間満了日,169在留CD等番号,170在留CD等番号区分,171交付年月日,172有効期間等,173消除異動事由CD,174居住地届出警告,175社会保障番号,176旧氏名,177旧氏名カナ,178外国人配偶者,179出力順位,180受付番号,181旧市区町村識別CD,182市区町村識別CD,183仮更新フラグ,184個人番号,185旧氏設定有無,186旧氏漢字,187旧氏カナ,188氏名カナ確認フラグ,189旧氏カナ確認フラグ,190通称カナ確認フラグ,191成年被後見人該当,192成年被後見人登録日,193審判確定日,194氏名優先区分,195本籍不明区分,196処理年月日,197生年月日連携,198住民年月日連携,199住定異動年月日連携,200外国人住民年月日連携,201異動年月日連携,202異動連番,203成年被後見人認知日,204国籍喪失年月日,205再製記載年月日,206住居地補正CD,207法第30条46又は47区分,208通称名履歴-登録日,209通称名履歴-通称名カナ,210通称名履歴-通称名,211通称名履歴-登録市町村コード,212通称名履歴-登録市町村名,213通称名履歴-削除日,214通称名履歴-削除市町村コード,215通称名履歴-削除市町村名

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード, 2. 漢字氏名, 3. 外字数(氏名), 4. ふりがな氏名, 5. 清音化かな氏名, 6. 生年月日, 7. 性別, 8. 市町村コード, 9. 大字・字コード, 10. 郵便番号, 11. 住所, 12. 外字数(住所), 13. 個人番号, 14. 住民となった日, 15. 住所を定めた日, 16. 届出の年月日, 17. 市町村コード(転入前), 18. 転入前住所, 19. 外字数(転入前住所), 20. 続柄, 21. 異動事由, 22. 異動年月日, 23. 異動事由詳細, 24. 旧住民票コード, 25. 住民票コード使用年月日, 26. 依頼管理番号, 27. 操作者ID, 28. 操作端末ID, 29. 更新順番号, 30. 異常時更新順番号, 31. 更新禁止フラグ, 32. 予定者フラグ, 33. 排他フラグ, 34. 外字フラグ, 35. レコード状況フラグ, 36. タイムスタンプ, 37. 旧氏漢字, 38. 旧氏外字数, 39. 旧氏ふりがな, 40. 旧氏外字変更連番

(3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号, 2. 送付先郵便番号, 3. 送付先住所漢字項目長, 4. 送付先住所漢字, 5. 送付先住所漢字外字数, 6. 送付先氏名漢字項目長, 7. 送付先氏名漢字, 8. 送付先氏名漢字外字数, 9. 市町村コード, 10. 市町村名項目長, 11. 市町村名, 12. 市町村郵便番号, 13. 市町村住所項目長, 14. 市町村住所, 15. 市町村住所外字数, 16. 市町村電話番号, 17. 交付場所名項目長, 18. 交付場所名, 19. 交付場所名外字数, 20. 交付場所郵便番号, 21. 交付場所住所項目長, 22. 交付場所住所, 23. 交付場所住所外字数, 24. 交付場所電話番号, 25. カード送付場所名項目長, 26. カード送付場所名, 27. カード送付場所名外字数, 28. カード送付場所郵便番号, 29. カード送付場所住所項目長, 30. カード送付場所住所, 31. カード送付場所住所外字数, 32. カード送付場所電話番号, 33. 対象となる人数, 34. 処理年月日, 35. 操作者ID, 36. 操作端末ID, 37. 印刷区分, 38. 住民票コード, 39. 氏名漢字項目長, 40. 氏名漢字, 41. 氏名漢字外字数, 42. 氏名かな項目長, 43. 氏名かな, 44. 郵便番号, 45. 住所項目長, 46. 住所, 47. 住所外字数, 48. 生年月日, 49. 性別, 50. 個人番号, 51. 第30条の45に規定する区分, 52. 在留期間の満了の日, 53. 代替文字変換結果, 54. 代替文字氏名項目長, 55. 代替文字氏名, 56. 代替文字住所項目長, 57. 代替文字住所, 58. 代替文字氏名位置情報, 59. 代替文字住所位置情報, 60. 外字フラグ, 61. 外字パターン, 62. 旧氏漢字, 63. 旧氏外字数, 64. 旧氏ふりがな, 65. 旧氏外字変更連番, 66. ローマ字氏名, 67. ローマ字旧氏

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ：本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ：平成14年6月10日総務省告示第334号（第6ー7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村OSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ：正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。</li> <li>・団体内統合宛名システムにおける措置 ：団体内統合宛名システムでは、団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。 ：団体内統合宛名システムでは、ユーザーに規定のアクセス権限を付与でき、不必要なアクセスを防止している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <span>&lt;選択肢&gt;</span> <span>1) 特に力を入れている</span> <span>2) 十分である</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <span>3) 課題が残されている</span> </div>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
異動届の審査、入力時および入力後の三次に渡って内容を点検し、正確な情報のみを記録している。また、届書は所定のロッカーに格納し施錠管理している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号の付番および変更は権限を付与された者以外は操作できないよう制御している。</li> <li>・既存住基システムにおける措置 ：ID・パスワード、生体認証（指紋・静脈）による認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>・団体内統合宛名システムにおける措置 ：団体内統合宛名システムでは、個人番号関連事務以外では個人番号の検索を行うことはできない。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理が実施される。</li> <li>・窓口交付システムおよびコンビニ交付システムにおける措置 ：ID・パスワード、生体認証（指紋・静脈）による認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ：システム上の利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <span>&lt;選択肢&gt;</span> <span>1) 特に力を入れている</span> <span>2) 十分である</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <span>3) 課題が残されている</span> </div>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <span>&lt;選択肢&gt;</span> <span>1) 行っている</span> <span>2) 行っていない</span> </div>

	<p>具体的な管理方法</p>	<p>ユーザーごとにパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能によりそのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住基システムにおける措置 : 番号制度に関する事務(システム)以外からは住民票情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御対策を実施している。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理が実施される。</li> <li>・団体内統合宛名システムにおける措置 : 団体内統合宛名システムでは、個人番号関連事務以外では個人番号の検索を行うことはできない。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理が実施される。</li> <li>・窓口交付システムおよびコンビニ交付における措置 : 番号制度に関する事務(システム)以外からは住民票情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御対策を実施している。</li> </ul>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>・アクセスログを記録し、必要に応じて随時確認可能とする。</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務での利用に限ること、アクセスログを記録していることを周知し適切な運用を促している。</li> <li>・端末は、あらかじめ認証した電磁的記録媒体以外の接続を不能としている。</li> </ul>		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>個人情報処理を含む業務を委託する場合は、下記事項を委託契約書に明記している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>個人情報の秘密保持の義務</li> <li>再委託の禁止または制限</li> <li>受託の目的外の利用の禁止</li> <li>第三者への提供の禁止</li> <li>複写および複製の禁止</li> <li>返還または抹消の義務</li> <li>事故についての報告義務</li> <li>立入検査に応ずる義務</li> <li>その他個人情報の保護のため必要と認められる事項</li> <li>前各号に違反した場合の契約の解除および損害賠償の義務</li> </ol>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法等法令に利用の根拠を有する事務に対してのみ提供する。</li> <li>訓令により書面による承認を義務付けており、提供および移転にあたっては、管理者の承認を必要とする。</li> </ul>
その他の措置の内容	・情報管理担当者以外はデータ抽出を不能にしている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・ネットワーク接続に対して、ファイアウォール等でアクセス制限している。</p> <p>・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <p>1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2) 番号法別表第2および第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <p>1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2 情報提供機能により、情報提供ネットワークに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどりつくための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログインの時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な継続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領および情報提供を行う機能</p>		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>[函館市における措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は、ID・パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証が必要となる。また、端末から大型汎用機へのアクセスにはパスワードによる認証が必要となる。</li> </ul> <p>[中間サーバ・プラットフォームにおける措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター場所はデータセンター内の専用の領域とし、他業務との混在によるリスクを回避する。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・データのバックアップを定期的の実施し、バックアップデータを施錠可能な場所に保管している</li> </ul>		
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任時に、従事者に対して個人情報の取扱い方法とその重要性について、研修を行う。</li> <li>・年一度、従事者自らが個人情報の取扱い状況を自己点検表により点検し、取扱いが適切であるか確認する。その結果を管理職が精査する。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>	
10. その他のリスク対策		
<p>[ガバメントクラウドにおける措置]</p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>		

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ：本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ：平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記載)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ：正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名システム等における措置 ：市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。</li> <li>・事務で使用するその他のシステムにおける措置 ：庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理および運用に必要なソフトウェア以外作動させない。</li> <li>・CSコネクタにおける措置 ：個人番号利用事務以外の部門では利用できないよう、利用者登録および認証を行っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>操作者の生体情報を登録し、認証に使用するとともに、操作者情報を常に最新のものに保ち、また、離席時のログアウトを徹底することで、権限の無い者によるアクセスを防いでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CSコネクタにおける措置 ：ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> </ul>
その他の措置の内容	<p>システムの操作履歴を記録する。 セルフチェックシートで業務上必要の無い検索等を行わないことなどを正しく認識させる。</p>

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く</li> <li>・事務処理に必要となる範囲以外の本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取得しない</li> <li>・離席する度にログアウトし、画面を表示したまま放置しない</li> </ul>			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない	
リスク：委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<p>個人情報の処理を含む業務を委託する場合は、下記事項を委託契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報の秘密保持の義務</li> <li>(2) 再委託の禁止または制限</li> <li>(3) 受託の目的外の利用の禁止</li> <li>(4) 第三者への提供の禁止</li> <li>(5) 複写および複製の禁止</li> <li>(6) 返還または抹消の義務</li> <li>(7) 事故についての報告義務</li> <li>(8) 立入検査に応ずる義務</li> <li>(9) その他個人情報の保護のため必要と認められる事項</li> <li>(10) 前各号に違反した場合の契約の解除および損害賠償の義務</li> </ul>		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法等法令に利用の根拠を有する事務に対してのみ提供する。 ・訓令により書面による承認を義務付けており、提供および移転にあたっては、管理者の承認を必要とする。		
その他の措置の内容	・情報管理担当者以外はデータ抽出を不能にしている。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置  
 :相手方(都道府県サーバ)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、出力の記録が残される仕組みを構築する。

・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置  
 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。  
 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェックがなされた情報を通知することをシステム上で担保する。

・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置  
 :相手方(都道府県サーバ)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。



8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任時に、従事者に対して個人情報の取扱い方法とその重要性について、研修を行う。</li> <li>・年一度、従事者自らが個人情報の取扱い状況を自己点検表により点検し、取扱いが適切であるか確認する。その結果を管理職が精査する。</li> </ul>
10. その他のリスク対策	
<p>[ガバメントクラウドにおける措置]</p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 : 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 : 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記載)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。</li> <li>・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名システム等における措置 : 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。</li> <li>・事務で使用するその他のシステムにおける措置 : 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理および運用に必要なソフトウェア以外作動させない。</li> <li>・CSコネクタにおける措置 : 個人番号利用事務以外の部門では利用できないよう、利用者登録および認証を行っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている                                      2) 行っていない
具体的な管理方法	操作者の生体情報を登録し、認証に使用するとともに、操作者情報を常に最新のものに保ち、また、離席時のログアウトを徹底することで、権限の無い者によるアクセスを防いでいる。 ・CSコネクタにおける措置 : ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。
その他の措置の内容	システムの操作履歴を記録する。 セルフチェックシートで業務上必要の無い検索等を行わないことなどを正しく認識させる。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・事務処理に必要な範囲以外の本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取得しない ・離席する度にログアウトし、画面を表示したままで放置しない	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>個人情報の処理を含む業務を委託する場合は、下記事項を委託契約書に明記している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>個人情報の秘密保持の義務</li> <li>再委託の禁止または制限</li> <li>受託の目的外の利用の禁止</li> <li>第三者への提供の禁止</li> <li>複写および複製の禁止</li> <li>返還または抹消の義務</li> <li>事故についての報告義務</li> <li>立入検査に応ずる義務</li> <li>その他個人情報の保護のため必要と認められる事項</li> <li>前各号に違反した場合の契約の解除および損害賠償の義務</li> </ol>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法等法令に利用の根拠を有する事務に対してのみ提供する。</li> <li>訓令により書面による承認を義務付けており、提供および移転にあたっては、管理者の承認を必要とする。</li> </ul>	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報管理担当者以外はデータ抽出を不能にしている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 :相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSとの間の通信では、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、出力の記録が残される仕組みを構築する。</li> <li>誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供する。</li> <li>誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はシステム上なされない。</li> </ul>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>・ICカード認証による入退管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は、ID・パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証が必要となる。また、端末から大型汎用機へのアクセスにはパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>・データのバックアップを定期的実施し、バックアップデータを施錠可能な場所に保管している</p> <p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置          :本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成・連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。</p> <p>また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機関において適切に管理され、市町村では保管しない。</p> <p>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置          :システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。</p>			

8. 監査	
実施の有無	<input type="radio"/> 自己点検 <input type="radio"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・新任時に、従事者に対して個人情報の取扱い方法とその重要性について、研修を行う。 ・年一度、従事者自らが個人情報の取扱い状況を自己点検表により点検し、取扱いが適切であるか確認する。その結果を管理職が精査する。
10. その他のリスク対策	
<p>[ガバメントクラウドにおける措置]</p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	函館市総務部文書法制課 040-8666 函館市東雲町4番13号 0138-21-3649
②請求方法	個人情報の保護に関する法律および函館市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	函館市市民部戸籍住民課管理担当 040-8666 函館市東雲町4番13号 0138-21-3176
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年6月12日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	I-4.-法令上の根拠	<p>1 (省略)</p> <p>2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条の1(本人等の請求による住民票の写し等の交付)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・(省略)</li> </ul>	<p>1 (省略)</p> <p>2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)</li> <li>・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・(省略)</li> </ul>	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
平成29年8月29日	I-5-②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)および別表第2</li> </ul> <p>(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) :(省略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)および別表第2</li> </ul> <p>(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) :(省略)</p>	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
平成29年8月29日	I-6-②所属長	函館市戸籍住民課長 野宮治夫	函館市戸籍住民課長 熊谷 正	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
平成29年8月29日	II-2-⑤保有開始日 (住民基本台帳ファイル)	平成27年8月予定	平成27年8月8日	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
平成29年8月29日	II-2-⑤保有開始日 (本人確認情報ファイル)	平成27年8月を予定	平成27年8月8日	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
平成29年8月29日	II-2-⑤保有開始日 (送付先情報ファイル)	平成27年10月予定	平成27年10月5日	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない

平成29年8月29日	Ⅱ-4-委託事項2-③委託先名 (住民基本台帳ファイル)	株式会社エスイーシー	株式会社マイクロフィッシュ	事後	重要な変更当たらない項目 の変更であり、事前に提出・公 表が義務付けられない
平成29年8月29日	Ⅱ-5-提供・移転の有無 (住民基本台帳ファイル)	[○]提供を行っている(55)件	[○]提供を行っている(57)件	事後	重要な変更当たらない項目 の変更であり、事前に提出・公 表が義務付けられない
平成29年8月29日	Ⅱ-5-提供・移転の有無 (住民基本台帳ファイル)	[○]移転を行っている(37)件	[○]移転を行っている(40)件	事後	重要な変更当たらない項目 の変更であり、事前に提出・公 表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙1 番号6-提供先における 用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登 録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給 付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の 支給に関する事務であって主務省令で定めるも の	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組 里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付 費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所 障害児食費等給付費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更当たらない項目 の変更であり、事前に提出・公 表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙1 番号35-提供先		市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下 欄に掲げるものを含む。)	事後	重要な変更当たらない項目 の変更であり、事前に提出・公 表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙1 番号35-法令上の根拠 (項番)		74	事後	重要な変更当たらない項目 の変更であり、事前に提出・公 表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙1 番号35-提供先におけ る用途		児童手当法による児童手当又は特例給付の支 給に関する事務であって主務省令を定めるもの	事後	重要な変更当たらない項目 の変更であり、事前に提出・公 表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙1 番号39-提供先		特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び 管理を行う都道府県知事又は市町村長	事後	重要な変更当たらない項目 の変更であり、事前に提出・公 表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙1 番号39-法令上の根拠 (項番)		85の2	事後	重要な変更当たらない項目 の変更であり、事前に提出・公 表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙1 番号39-提供先におけ る用途		特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 による賃貸住宅の管理に関する事務であって 主務省令で定めるもの	事後	重要な変更当たらない項目 の変更であり、事前に提出・公 表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙2 番号2-移転先	子ども未来部子ども企画課・保健福祉部障がい 保健福祉課	子ども未来部子どもサービス課・保健福祉部障 がい保健福祉課	事後	重要な変更当たらない項目 の変更であり、事前に提出・公 表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙2 番号11-移転先		保健福祉部管理課	事後	重要な変更当たらない項目 の変更であり、事前に提出・公 表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙2 番号11-法令上の根拠 (項番)		20	事後	重要な変更当たらない項目 の変更であり、事前に提出・公 表が義務付けられない

平成29年8月29日	別紙2 番号11-別表上の事務		戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前に提出・公表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙2 番号14-別表上の事務	国民健康保険法(昭和33年法律192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法(昭和33年法律192号)による保険給付の支給, 保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前に提出・公表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙2 番号28-別表上の事務	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前に提出・公表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙2 番号29-移転先		都市建設部住宅課	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前に提出・公表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙2 番号29-法令上の根拠(項番)		61の2	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前に提出・公表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙2 番号29-別表上の事務		特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前に提出・公表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙2 番号33-移転先	保健福祉部健康増進課	保健福祉部健康増進課・保健福祉部保健予防課	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前に提出・公表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙2 番号35-移転先		市民部国保年金課	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前に提出・公表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙2 番号35-法令上の根拠(項番)		83	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前に提出・公表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙2 番号35-別表上の事務		特定障害者に対する特別障害給付金支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特定障害者給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前に提出・公表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙2 番号38-移転先	子ども未来部子ども企画課	子ども未来部子どもサービス課	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前に提出・公表が義務付けられない
平成29年8月29日	別紙2 番号40	(市条例による利用を想定)	番号法第9条第2項に基づく函館市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報提供に関する条例に規定する事務	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前に提出・公表が義務付けられない
平成30年9月20日	Ⅱ-4-委託事項2-③委託先名(住民基本台帳ファイル)	株式会社マイクロフィッシュ	株式会社エスイーシー	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前に提出・公表が義務付けられない

平成30年9月20日	Ⅱ-5-移転先1-②移転先における用途(住民基本台帳ファイル)	番号法別表1に定める各事務(別紙2参照)	番号法別表第1に定める各事務(別紙2参照)	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
平成30年9月20日	別紙1 番号49-提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
平成30年9月20日	別紙2 番号8-別表上の事務	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
令和1年6月26日	I 6②所属長の役職名	函館市戸籍住民課長 熊谷 正	戸籍住民課長	事後	様式変更による
令和1年6月26日	Ⅲ8.監査 実施の有無	[○]自己点検 [ ]内部監査 [ ]外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
令和1年10月11日	I-2-システム1-②システムの機能	1~12(省略)	1~12(省略) 13 コンビニ交付システム連携機能	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年10月11日	I-2-システム1-③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム [○]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [ ]税務システム [○]その他(戸籍総合システム、法務省連携システム)	[ ]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム [○]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [ ]税務システム [○]その他(戸籍総合システム、法務省連携システム、コンビニ交付システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年10月11日	I-2-システム2-②システムの機能	1~8(省略)	1~8(省略) 9 コンビニ交付システムとの連携機能:JPKI認証の利用者証明用電子証明書シリアル番号情報をコンビニ交付システムへ連携する	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年10月11日	I-2-システム2-③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他( )	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [○]その他(コンビニ交付システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年10月11日	I-2-システム3-①システムの名称	団体内統合利用番号連携システム	団体内統合宛名システム	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
令和1年10月11日	I-2-システム5-②システムの機能	1 情報照合 2 住民票の写し発行 (省略)	1 情報照合 2 住民票の写し発行 3 コンビニ交付システム連携機能 (省略)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和1年10月11日	I-2-システム5-③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他( )	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [O]その他(コンビニ交付システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年10月11日	I-2-システム6-①システムの名称		コンビニ交付システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年10月11日	I-2-システム6-②システムの機能		1 各種証明書データ連携機能 既存住基システムおよび戸籍総合システムのデータベースから、コンビニ交付サービスの対象となる証明書に記載するデータを自動で取得する 2 利用者証明用電子証明書シリアル番号情報管理機能 個人番号カードを利用したJPKI認証に必要な利用者証明用電子証明書シリアル番号情報を住基ネットから取得し管理する。 3 各種証明書データ管理機能 連携データを証明書データに変換し管理する。 4 証明発行機能 証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、証明書のPDFデータを作成し、証明書交付センターへLGWANにより送信する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年10月11日	I-2-システム6-③他のシステムとの接続		[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [O]住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [O]その他(戸籍総合システム, 窓口交付システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和2年2月1日	II-4-委託の有無(住民基本台帳ファイル)	2	3	事前	重要な変更
令和1年10月11日	II-4-委託事項3(住民基本台帳ファイル)		コンビニ交付システム保守運用業務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年10月11日	II-4-委託事項3-①委託内容(住民基本台帳ファイル)		定期的にシステム点検やバージョンアップ等、メンテナンスを行う	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年10月11日	II-4-委託事項3-②委託先における取扱者数(住民基本台帳ファイル)		10人以上50人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和1年10月11日	Ⅱ-4-委託事項3-③委託先名 (住民基本台帳ファイル)		株式会社エスイーシー	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年10月11日	Ⅱ-4-委託事項3-④再委託の有無 (住民基本台帳ファイル)		再委託しない	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年10月11日	Ⅱ-6-保管場所(住民基本台帳ファイル)	[函館市における措置] ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は、ID・パスワードによる認証が必要となる。また、端末から大型汎用機へのアクセスにはパスワードによる認証が必要となる。 (省略)	[函館市における措置] ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は、ID・パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証が必要となる。また、端末から大型汎用機へのアクセスにはパスワードによる認証が必要となる。なお、窓口交付システムに関しては、大型汎用機を設置している部屋に設置したサーバに保管する。サーバに接続することができる端末の使用はID・パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証が必要となるほか、端末からサーバへのアクセスにはパスワードによる認証が必要となる。 (省略)	事後	精査による変更で、重要な変更にあたらない
令和1年10月11日	Ⅱ-6-保管場所(本人確認情報ファイル)	ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要となる。	ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスは、ID・パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証が必要となる。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和1年10月11日	Ⅱ-6-保管場所(送付先情報ファイル)	ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要となる。	ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスは、ID・パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証が必要となる。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和1年10月11日	Ⅲ-3-リスクに対する措置の内容(住民基本台帳ファイル)	個人番号の付番および変更は権限を付与された者以外は操作できないよう制御している。  (省略) ・窓口交付システムにおける措置 :ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 (省略)	個人番号の付番および変更は権限を付与された者以外は操作できないよう制御している。 ・既存住基システムにおける措置 :ID・パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 (省略) ・窓口交付システムおよびコンビニ交付における措置 :ID・パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 (省略)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和1年10月11日	Ⅲ-3-具体的な管理方法(住民基本台帳ファイル)	<p>ユーザーごとにパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能によりそのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限している。</p> <p>(省略)</p> <p>・窓口交付システムにおける措置 :番号制度に関する事務(システム)以外からは住民票情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御対策を実施している。</p>	<p>ユーザーごとにパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能によりそのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限している。</p> <p>・既存住基システムにおける措置 :番号制度に関する事務(システム)以外からは住民票情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御対策を実施される。</p> <p>(省略)</p> <p>・窓口交付システムおよびコンビニ交付における措置 :番号制度に関する事務(システム)以外からは住民票情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御対策を実施している。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年10月11日	Ⅲ-7-特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置(住民基本台帳ファイル)	<p>[函館市における措置]</p> <p>・ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は、ID・パスワードによる認証が必要となる。また、端末から大型汎用機へのアクセスにはパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>(省略)</p>	<p>[函館市における措置]</p> <p>・ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は、ID・パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証が必要となる。また、端末から大型汎用機へのアクセスにはパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>(省略)</p>	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和1年10月11日	Ⅲ-7-特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置(本人情報ファイル)	<p>・ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は、ID・パスワードによる認証が必要となる。また、端末から大型汎用機へのアクセスにはパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>(省略)</p>	<p>・ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は、ID・パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証が必要となる。また、端末から大型汎用機へのアクセスにはパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>(省略)</p>	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和1年10月11日	Ⅲ-7-特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置(送付先情報ファイル)	<p>・ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は、ID・パスワードによる認証が必要となる。また、端末から大型汎用機へのアクセスにはパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>(省略)</p>	<p>・ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は、ID・パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証が必要となる。また、端末から大型汎用機へのアクセスにはパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>(省略)</p>	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和1年10月11日	V-1-①実施日	平成27年6月24日	令和元年10月11日	事後	再実施によるもの

令和1年12月25日	I-2-システム2-②システムの機能	4 本人確認情報検索 :統合端末において入力された4情報(氏名,住所,性別,生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い,検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能	4 本人確認情報検索 :統合端末において入力された住民票コード,個人番号または4情報(氏名,住所,性別,生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い,検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり,事前に提出・公表が義務付けられない
令和1年12月25日	I-4.-法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)(略) 2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)(略)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)(略) 2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(略)	事後	精査による変更で,重要な変更当たらない
令和1年12月25日	II-3-⑤使用方法(本人確認情報ファイル)	・4情報(氏名,住所,性別,生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード,個人番号または4情報(氏名,住所,性別,生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり,事前に提出・公表が義務付けられない
令和1年12月25日	II-5提供先2-③提供する情報(本人確認情報ファイル)	住民票コード,氏名,生年月日,性別,住所,個人番号,異動事由,異動年月日	住民票コード,氏名,旧氏,生年月日,性別,住所,個人番号,異動事由,異動年月日	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり,事前に提出・公表が義務付けられない
令和1年12月25日	II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目(1)住民基本台帳ファイル	(省略)	文末に下記を追加 ,67 旧氏漢字,68 旧氏ふりがな	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり,事前に提出・公表が義務付けられない
令和1年12月25日	II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目(2)本人確認情報ファイル	(省略)	文末に下記を追加 ,37. 旧氏 漢字,38. 旧氏 外字数,39. 旧氏 ふりがな,40. 旧氏 外字変更連番	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり,事前に提出・公表が義務付けられない

令和1年12月25日	Ⅱ(別添1)特定個人情報ファイル記録項目(3)送付先情報ファイル	(省略)	文末に下記を追加 .62. 旧氏 漢字,63. 旧氏 外字数,64. 旧氏 ふりがな,65. 旧氏 外字変更連番,66. ローマ字氏名,67. ローマ字 旧氏	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり, 事前に提出・公表が義務付けられない
令和1年12月25日	Ⅲ-2リスクに対する措置の内容(本人確認情報ファイル)	(省略) ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 :総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記載)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを,システム上で担保する。 (省略)	(省略) ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 :平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記載)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを,システム上で担保する。 (省略)	事後	精査による変更で, 重要な変更当たらない
令和1年12月25日	Ⅲ-2リスクに対する措置の内容(送付先情報ファイル)	(省略) ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 :総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記載)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを,システム上で担保する。 (省略)	(省略) ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 :平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記載)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを,システム上で担保する。 (省略)	事後	精査による変更で, 重要な変更当たらない
令和1年12月25日	Ⅲ-7特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置(送付先情報ファイル)	(省略) ・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 :本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は,送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成・連携することとしており,システム上,連携後すみやか(1開庁日後)に削除する仕組みとする。	(省略) ・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 :本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は,送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成・連携することとしており,システム上,一定期間経過後に削除する仕組みとする。 (省略)	事後	精査による変更で, 重要な変更当たらない
令和2年6月18日	別紙1 番号45-提供先		都道府県知事又は保健所を設置する市の長	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり, 事前に提出・公表が義務付けられない
令和2年6月18日	別紙1 番号45-法令上の根拠(項番)		97	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり, 事前に提出・公表が義務付けられない

令和2年6月18日	別紙1 番号45-提供先における用途		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
令和2年6月18日	別紙1 番号56-提供先における用途		子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
令和2年6月18日	I-1-②事務の内容-下部のなお書き	なお、9の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、9の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和2年6月18日	I-2-システム2-②システムの機能	1~6(略) 7 送付先情報通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する機能 8~9(略)	1~6(略) 7 送付先情報通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する機能 8~9(略)	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和2年6月18日	I-5-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)および別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項)  (別表第2における情報照会の根拠) :(省略)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)および別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項)  (別表第2における情報照会の根拠) :(省略)	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない

令和2年6月18日	Ⅱ－(3)－2－③対象となる本人の範囲－その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にとっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和2年6月18日	Ⅱ－(3)－2－④記録される項目－主な記録項目	・識別情報 ・ ・ ・ (中略) ・ ・ ・ [○]その他(通知カードおよび交付申請書の送付先の情報)	・識別情報 ・ ・ ・ (中略) ・ ・ ・ [○]その他(個人番号通知書および交付申請書の送付先の情報)	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和2年6月18日	Ⅱ－(3)－2－④記録される項目－その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。  ・その他(通知カードおよび交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カードおよび交付申請書の印刷、送付ならびに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カードおよび交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。  ・その他(個人番号通知書および交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書および交付申請書の印刷、送付ならびに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書および交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和2年6月18日	Ⅱ－(3)－3－③使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カードおよび交付申請書の印刷、送付ならびに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カードおよび交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書および交付申請書の印刷、送付ならびに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書および交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない

令和2年6月18日	Ⅱ－(3)－3－⑤使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カードおよび交付申請書等の印刷および送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書および交付申請書等の印刷および送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和2年6月18日	Ⅱ－(3)－5－①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和2年6月18日	Ⅱ－(3)－5－②提供先における用途	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カードおよび交付申請書を印刷し、送付する。	市町村からの個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書および交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和2年6月18日	Ⅱ－(3)－5－⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	法令改正による変更で、重要な変更にあたらない
令和2年6月18日	別紙2 番号26-別表上の事務	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
令和2年6月18日	別紙2 番号38-別表上の事務	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
令和2年6月18日	V-1-①実施日	令和1年10月11日	令和2年6月12日	事後	再実施によるもの
令和3年6月18日	別紙1 番号36-提供先における用途	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
令和3年6月18日	別紙1 番号51-提供先		厚生労働大臣	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
令和3年6月18日	別紙1 番号51-法令上の根拠(項番)		107	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない

令和3年6月18日	別紙1 番号51-提供先における用途		特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
令和3年6月18日	別紙2 番号8-移転先	保健福祉部生活支援第1課	保健福祉部生活支援総務課	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
令和3年6月18日	別紙2 番号9-別表上の事務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
令和3年6月18日	別紙2 番号18-移転先	総務部総務課	総務部災害対策課	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
令和3年6月18日	別紙2 番号30-移転先	保健福祉部生活支援第1課	保健福祉部生活支援総務課	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない
令和3年6月18日	別紙2 番号38-移転先		保健福祉部保健予防課	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり、事前に提出・公表が義務付けられない